○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則

北海道公安委員会規則第９号
平成元年12月７日

改正　平成元年12月14日公安委員会規則第10号、２年８月１日第４号、４年３月31日第７号、６月26日第11号、10月30日第17号、６年５月10日第５号、８月１日第６号、９月30日第９号、８年６月７日第４号、８月28日第６号、９年４月11日第４号、10年３月27日第５号、９月29日第10号、11年３月19日第３号、12年３月３日第３号 、13年１月12日第２号、14年３月26日第１号、５月31日第４号、15年３月25日第３号、12月19日第９号、16年４月１日第５号、17年６月３日第７号、18年３月10日第２号、３月22日第５号、５月26日第11号、19年３月23日第５号、５月29日第７号、６月29日第13号、９月14日第17号、20年11月28日第８号、21年７月31日第12号、24年10月２日第９号、11月30日第12号、25年３月22日第３号、７月12日第６号、８月30日第８号、12月27日第10号、26年５月20日第４号、27年３月10日第２号、５月29日第８号、12月18日第13号、28年３月18日第２号、29年３月10日第２号、30年３月16日第２号、31年３月８日第３号、令和２年９月８日第８号、３年３月30日第５号、４年５月13日第９号、10月28日第11号、５年３月24日第４号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則をここに公布する。

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則

警察法施行令及び道路交通法施行規則の規定に基づき、並びに道路交通法、道路交通法施行規則及び道路交通法施行細則を実施するため、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則を次のように定める。

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　安全運転管理者等講習（第６条－第９条）
第３章　取消処分者講習（第10条－第13条の２）
第４章　停止処分者講習（第14条－第26条）
第４章の２　免許取得時講習（第26条の２－第26条の５）
第４章の３　原付講習（第26条の６－第26条の９）
第５章　指定自動車教習所職員講習（第27条－第31条）
第６章　初心運転者講習（第31条の２－第31条の５）
第７章　更新時講習（第32条－第36条）
第７章の２　高齢者講習（第36条の２－第36条の５）
第７章の３　違反者講習（第36条の６－第36条の11）
第７章の３の２　若年運転者講習（第36条の11の２－第36条の11の６）
第７章の３の３　自転車運転者講習（第36条の11の７－第36条の11の10）
第７章の４　特定任意講習（第36条の12－第36条の17）
第７章の５　特定任意高齢者講習（第36条の18－第36条の24）
第８章及び第９章　削除
第10章　講習の委託（第43条－第62条）
第11章　指定講習機関（第63条－第77条の２）
第12章　雑則（第78条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第１項及び第２項に規定する講習（以下「講習」という。）について必要な事項並びに同条第３項によるこれらの講習の実施の委託について必要な事項、法第108条の３に規定する初心運転者講習の手続について必要な事項並びに法第108条の４から法第108条の12までの規定による指定講習機関について必要な事項は、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号。以下「指定規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）及び道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員規則第11号。以下「施行細則」という。）

に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（講習を行うための施設）

第２条　講習を行うための施設として施行細則第21条の５の表に掲げる運転免許試験場に、次に掲げる種類の教場を有する安全運転学校（以下「安全運転学校」という。）を設ける。

⑴　普通教場

⑵　知覚判断能力診断教場

⑶　運転技能実習コース

２　安全運転学校のほか、講習を行うための施設として、おおむね警察署ごとに住民の利便を勘案して必要と認める場所に、前項第１号及び第３号に掲げる種類の教場を有する安全運転教室（以下「安全運転教室」という。）を設けるものとする。

３　安全運転学校又は安全運転教室の名称は、当該所在地名を冠して呼称するものとする。

４　安全運転学校並びに安全運転教室の教場の施設及び備えるべき設備、教材等の基準は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める。

（講習内容）

第３条　講習は、受講者が講習を通じて、講習の種別に応じた講習事項を実践的に体得できるようにするため、その講習内容を実際的、かつ、具体的な講習方法によって行わなければならない。

第４条　削除

（講習計画）

第５条　講習は、講習の種別に応じ、受講者の見込み数、講習能力等を勘案し、講習体制、講習の実施時期、回数及び場所、講習事項の実施細目、使用する教材等、部外講師の選定等を内容とする年間の講習計画を講習の種別ごとにあらかじめ作成して、これに基づいて行わなければならない。

第２章　安全運転管理者等講習

（講習時間）

第６条　法第108条の２第１項第１号に規定する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の講習時間は、６時間とする。

（講習実施基準）

第７条　安全運転管理者等講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習指導員の要件等）

第８条　安全運転管理者等講習の講習指導員（講習において受講者の指導に当たる者をいう。以下同じ。）の備えるべき要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　35歳以上の者であること。

⑵　自動車の運転の管理に関し３年以上実務の経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　法第74条の３第６項の規定による命令により解任され、解任の日から５年を経過していない者

イ　法に規定する罪に当たる行為のうち施行規則第９条の９第１項第２号ロに掲げるものをした日から３年を経過していない者

⑶　自動車の運転の管理の指導に関する技能及び知識に優れている者であること。

２　安全運転管理者等講習の効果的な実施のために必要があると認めるときは、当該講習に係る専門的知識経験を有する者（警察職員を除く。）の中から部外講師を委嘱し、又は依頼することができる。

（受講手続等）

第９条　安全運転管理者等講習を受けようとする者は、安全運転管理者・副安全運転管理者講習受講書（別記様式第１号）を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会（北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　公安委員会は、安全運転管理者等講習を修了した者に対し、安全運転管理者講習修了証書（別記様式第２号）又は副安全運転管理者講習修了証書（別記様式第３号）を交付するものとする。

第３章　取消処分者講習

（講習の区分）

第10条　法第108条の２第１項第２号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）は、

次の各号のいずれかに該当する者に対する講習（以下「飲酒取消講習」という。）及び飲酒取消講習以外の取消処分者講習に区分して行うものとする。

⑴　運転免許（以下「免許」という。）の取消しに係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷行為処罰法」という。）第２条から第４条までの罪でアルコールの影響によるもの（次号において「飲酒運転」という。）　の法令違反が含まれている者

⑵　無免許で飲酒運転の法令違反がある者

（講習の期間及び時間）

第10条の２　取消処分者講習の期間及び時間は、次のとおりとする。

⑴　飲酒取消講習は、13時間を２日間で行うものとし、２日目については、１日目から起算して30日を経過した日（以下この号において「基準日」という。）以後に行うものとする。ただし、やむを得ず２日目を基準日より前の日とする場合であっても、基準日と近接した日を指定するものとする。

⑵　飲酒取消講習以外の取消処分者講習は、13時間を連続した２日間で行うものとする。ただし、やむを得ず２日目を延期する場合であっても、１日目と近接した日を指定するものとする。

（講習実施基準）

第11条　前条に規定するもののほか、取消処分者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所等）

第12条　取消処分者講習は、安全運転学校（指定講習機関（法第108条の４第１項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）が行う取消処分者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）又は安全運転教室及び道路において行うものとする。

２　大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る取消処分者講習は、コースにおける運転について必要な適性に関する調査に係る危険を防止するため、コースが積雪し、又は凍結するおそれのある期間については行わないものとする。

３　コース及び道路における運転について必要な適性に関する調査においては、公安委員会（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあっては、当該指定講習機関）が提供した自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。

（講習指導員の要件）

第13条　公安委員会が行う取消処分者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。

⑴　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

⑵　講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

⑶　運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

⑷　人格、識見ともに優れていること。

⑸　アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師による教養を受けていること（飲酒取消講習の内容のうち警察本部長が定めるものを行う者に限る。）。

⑹　交通心理学の専門家等による教養を受けていること（飲酒取消講習以外の取消処分者講習の内容のうち警察本部長が定めるものを行う者に限る。）。

（受講手続等）

第13条の２　取消処分者講習を受けようとする者は、別表１に掲げる区分に従いあらかじめ北海道警察本部（以下「警察本部」という。）若しくは方面本部の主管課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に受講の申込みをした上、講習の当日において、取消処分者講習受講申請書（別記様式第４号）に写真（施行規則第17条第２項第８号に規定する申請用写真と同一のものとする。）２枚を添付して公安委員会（指定講習機関が行う取消処分者講習を受けようとする者にあっては、当該指定講習機関。第３項及び第４項において同じ。）に提出しなければならない。

２　公安委員会は、前項の申込みをした者に対し、第10条の区分を指定するものとする。

３　公安委員会は、取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第５号）を交付するものとする。この場合において、指定講習機関は、当該証明書の写しを公安委員会に送付するものとする。

４　公安委員会は、取消処分者講習を受講している者が講習の全部又は一部について受講を拒否し、他の受講者に著しく迷惑を与え、又は故意に講習を妨害する行為をする等受講態度が特に不良であると認められる者に対しては、前項の取消処分者講習終了証明書の交付を行わないことができる。
５　第３項の取消処分者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別表１に掲げる区分に従い、警察本部若しくは方面本部の主管課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して当該証明書を交付した公安委員会（指定講習機関が交付した取消処分者講習終了証明書の再交付を受けようとする者にあっては、直接、当該指定講習機関）に取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第５号の２）により、当該証明書の再交付を申請することができる。

第４章　停止処分者講習

（講習の区分）

第14条　法第108条の２第１項第３号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）は、免許の停止等の期間を基準として次の各号に定める区分により行うものとする。
⑴　短期講習　免許の停止等の期間が40日未満の者に対する講習
⑵　中期講習　免許の停止等の期間が40日以上90日未満の者に対する講習
⑶　長期講習　免許の停止等の期間が90日以上の者に対する講習

（講習の期間及び時間）

第15条　講習区分ごとの講習の実施期間及び時間は、次の表に掲げるとおりとする。

講　習　区　分	講習の実施期間	講習の実施時間
短　期　講　習	１日間	６時間
中　期　講　習	２日間	10時間
長　期　講　習	２日間	12時間

（講習実施基準等）

第16条　停止処分者講習の内容は、次に掲げるとおりとする。
⑴　学科講習
⑵　自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等を運転させることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（第36条の４、第69条、第69条の２及び第77条の２を除き、以下「運転適性指導」という。）
⑶　考査
２　前２条及び前項に規定するもののほか、停止処分者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所等）

第17条　停止処分者講習は、安全運転学校若しくは安全運転教室又は警察署若しくはその管轄区域内のその他の場所において行うものとする。
２　運転適性指導のうち普通自動二輪車及び原動機付自転車を運転させることにより行う検査に係る危険を防止するため、コースが積雪し、又は凍結するおそれのある期間は、警察本部長が定めるところにより行うものとする。
３　運転適性指導のうち自動車等を運転させることにより行う検査によるものに基づく指導については、公安委員会が提供した自動車等を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。

（講習指導員の要件）

第18条　停止処分者講習の講習指導員の備えるべき要件は、次に掲げるとおりとする。
⑴　25歳以上であること。
⑵　普通自動車を運転することができる運転免許（仮免許を除く。以下同じ。）及び普通自動二輪車を運転することができる運転免許を現に受けている者であること。
⑶　次のいずれにも該当しない者であること。
ア　運転適性指導（法第108条の４第１項第１号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して２年を経過していない者
イ　法第117条の２の２第１項第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者
ウ　自動車等の運転に関し自動車運転死傷行為処罰法第２条から第６条までの罪又は法に規

定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

⑷　次のいずれにも該当する者であること。

ア　運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

㈠　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

㈡　公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し㈠に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ　自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当するものであること。

㈠　普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

㈡　普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を終了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者

㈢　公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し㈠又は㈡に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者

⑸　次のいずれかに該当する者であること。

ア　公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ　講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修をいう。）を終了した者

（考査の実施等）

第19条　停止処分者講習の終了時に、講習内容の習得状況及び講習効果を確認するため考査を行うものとする。

（考査の方法）

第20条　考査は、道路交通に関する法令の知識及び安全運転に関する事項について、次に掲げる問題を筆記式により20分間で解答させる方法で行うものとする。

⑴　一肢の正誤式の問題　38問

⑵　三肢の正誤式の問題　２問

（採点の方法）

第21条　考査の採点は、前条第１号に掲げる問題については１問１点、前条第２号に掲げる問題については１問２点とし、42点を満点とする。ただし、同号に掲げる問題については、三肢に対する解答がすべて正解である場合に配点し、それ以外の場合には配点しないものとする。

（処分期間の短縮の基準）

第22条　免許の停止等の処分期間の短縮は、考査の成績及び受講態度によって講習の効果を評価するものとする。

２　処分期間の短縮は、考査の満点を基本得点とし、考査の成績に基づき行うものとする。

３　考査の成績に基づく処分期間の短縮は、次の表に掲げる基準により行うものとする。

処分の区分	講習区分	免許の停止等の処分日数	考査成績	36点～42点	30点～35点	21点～29点
			短期日数の基準	A	B	C
自動車の運転の効力の免許等の	短期講習	30		29	25	20
	中期講習	60		30	27	24
		90		45	40	35
		120		60	50	40

停止 転禁止	長期講習				
		150	70	60	50
		180	80	70	60
免許の保留・免許を与えた後における免許の効力の停止	短期講習	39以下	受講日数を除く残り日数	処分日数の80％に当たる日数	処分日数の70％に当たる日数
	中期講習	40～89	処分日数の50％に当たる日数	処分日数の45％に当たる日数	処分日数の40％に当たる日数
	長期講習	90～180	処分日数の45％に当たる日数	処分日数の40％に当たる日数	処分日数の35％に当たる日数
備考	1　考査成績Ａは、基本得点の85％以上、Ｂは70％以上、Ｃは50%以上。 2　免許の保留、免許を与えた後において、１日未満の端数があるときは切り捨てるものとする。				

（処分期間短縮の保留の基準）

第23条　考査の成績が基本点数の50パーセント未満である者には、原則として免許の停止等の処分期間の短縮は行わないものとする。

（短縮の特例）

第24条　他の者に迷惑を与えるなど受講態度が不良であり、講習の効果が低いと認められる者の免許の停止等の処分期間の短縮については、第22条第３項の表に掲げる考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、同項の表に掲げる考査成績がＡに該当する者の短縮日数についてはＢに係る短縮日数を、Ｂに該当する者の短縮日数についてはＣに係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

（再考査）

第25条　考査の成績が第23条に規定する基準に該当する者から再考査の申出があったときは、再考査を行うものとする。この場合において、再考査の成績が基本点数の50パーセント以上に達した者については、第22条第３項の表に掲げる短縮日数の基準Ｃ欄を適用し、その者の免許の停止等の日数に応じてその処分期間を短縮するものとする。

（受講手続等）

第26条　停止処分者講習を受けようとする者は、停止処分者講習申出書（別記様式第６号）により別表１に掲げる区分に従い警察本部若しくは方面本部の主管課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申し出なければならない。

２　前項の申し出をした者に停止処分者講習を受けさせるときは、停止処分者講習指定書（別記様式第７号）により講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

３　公安委員会は、停止処分者講習を終了した者の申出により、停止処分者講習済証（別記様式第８号）を交付するものとする。

第４章の２　免許取得時講習

（講習実施基準）

第26条の２　法第108条の２第１項第４号、第５号、第７号及び第８号に規定する講習（以下「免許取得時講習」という。）に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所等）

第26条の３　免許取得時講習は、安全運転学校又は法第99条第１項に規定する指定自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）若しくは届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第１号）に規定する特定届出自動車教習所（第26条の５第１項において「特定届出自動車教習所」という。）及び道路において行うものとする。

２　法第108条の２第１項第５号に規定する講習は、積雪又は凍結によるコースにおける実技訓練に係る危険を防止するため、毎年11月１日から翌年３月31日までの間は行わないものとする。

（講習指導員の要件）

第26条の４　免許取得時講習の講習指導員の備えるべき要件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　21歳以上の者であること。

⑵　過去３年以内に免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたことがない者であること。

⑶　免許取得時講習の指導に当たって不正な行為をし、又は免許取得時講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して３年以上経過している者であること。

⑷　刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して３年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。

⑸　その他人格、識見ともに優れ免許取得時講習指導員としてふさわしい者であること。

２　法第108条の２第１項第４号に規定する講習のうち、大型免許に係るものの講習指導員は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

⑵　道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第５条第１項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した者であって、次のいずれかに該当する者

ア　道路交通法の一部を改正する法律（平成５年法律第43号）附則第７条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法（以下「平成５年改正前の法」という。）第99条第１項第３号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

イ　道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者

⑶　法第99条の３第４項第１号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第２号）による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「届出規則」という。）第１条第２項第１号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出自動車教習所指導員研修課程」という。）で大型免許に係るものを修了した者であって、同号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

３　法第108条の２第１項第４号に規定する講習のうち、中型免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者

⑵　みなし教習指導員のうち、平成５年改正前の法第99条第１項第３号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

⑶　法第99条の３第４項第１号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

４　法第108条の２第１項第４号に規定する講習のうち、準中型免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下この項において「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者

⑵　道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第４条第１項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの

⑶　平成27年改正法による改正後の法第99条の３第４項第１号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しないもの

５　法第108条の２第１項第４号に規定する講習のうち、普通免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者

⑵　みなし教習指導員のうち、平成５年改正前の法第99条第１項第３号の規定により、普通自

動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

⑶　法第99条の３第４項第１号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

6　法第108条の２第１項第５号に規定する講習のうち、大型二輪免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者

⑵　法第99条の３第４項第１号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

7　法第108条の２第１項第５号に規定する講習のうち、普通二輪免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者

⑵　みなし教習指導員のうち、平成５年改正前の法第99条第１項第３号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

⑶　技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成８年国家公安委員会規則第９号）附則第９条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者

⑷　法第99条の３第４項第１号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

8　法第108条の２第１項第７号に規定する講習のうち、大型第二種免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（大型第二種）の交付を受けている者

⑵　法第99条の３第４項第１号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

9　法第108条の２第１項第７号に規定する講習のうち、中型第二種免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（中型第二種）の交付を受けている者

⑵　法第99条の３第４項第１号に該当する者（中型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

10　法第108条の２第１項第７号に規定する講習のうち、普通第二種免許に係るものの講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　法第99条の３第４項の規定により教習指導員資格者証（普通第二種）の交付を受けている者

⑵　法第99条の３第４項第１号に該当する者（普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第１条第２項第１号ロ⑴から⑸までのいずれにも該当しない者

11　法第108条の２第１項第８号に規定する講習の講習指導員は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導者養成講習を受講し、応急救護処置指導者養成講習終了証明書、応急救護処置講習㈠終了証明書若しくは応急救護処置講習㈡終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者であること。

⑵　大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものの講習指導員は、公安委員会の行う応急救護処置指導員養成講習を受講し、応急救護処置講習㈡終了証明書の交付を受けている者又は公安委員会が大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めた者であること。

（受講手続等）
第26条の５　免許取得時講習を受けようとする者は、あらかじめ免許取得時講習受講申込書（別記様式第８号の２）を別表２に掲げる区分に従い警察本部又は方面本部の主管課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。ただし、指定自動車教習所又は特定届出自動車教習所（以下「指定教習所等」という。）が行う免許取得時講習を受けようとする者については、当該指定教習所等を管理する者に提出するものとする。
２　警察本部若しくは方面本部の主管課長又は指定教習所等を管理する者は、前項の申込みをした者に対し、免許取得時講習受講指定書（別記様式第８号の２下欄）により、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。

第４章の３　原付講習

（講習実施基準）
第26条の６　法第108条の２第１項第６号に規定する講習（以下「原付講習」という。）に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所等）
第26条の７　原付講習は、安全運転学校及び安全運転教室において実施する。
２　原付講習は、積雪又は凍結によるコースにおける技能講習に係る危険を防止するため、毎年11月１日から翌年３月31日までの間は行わないものとする。
（講習指導員の要件）
第26条の８　原付講習の講習指導員の備えるべき要件は、次に掲げるとおりとする。
⑴　21歳以上の者であること。
⑵　原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して３年以上のものであること。
⑶　原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
⑷　過去２年以内に免許の取消し又は効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
⑸　原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して２年以上経過している者であること。
⑹　刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して２年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。
⑺　その他人格、識見ともに優れ原付講習指導員としてふさわしい者であること。
（受講手続）
第26条の９　原付講習を受けようとする者は、原付講習受講申込書（別記様式第８号の３）を別表１に掲げる区分に従い警察本部若しくは方面本部の主管課長又は住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

第５章　指定自動車教習所職員講習

（講習の時間）
第27条　法第108条の２第１項第９号に規定する講習（以下「指定自動車教習所職員講習」という。）の講習時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、時間を変更して行うことができる。
⑴　教習指導員　９時間
⑵　技能検定員　10時間
⑶　管理者を直接に補佐する職員　６時間
（講習実施基準）
第28条　前条に規定するもののほか、指定自動車教習所職員講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所）
第29条　指定自動車教習所職員講習は、所要の受講者を収容できる必要な教材等を整えた施設で行うものとする。ただし、当該講習のうち自動車の運転技能に関する講習は、安全運転学校又は指定自動車教習所及び道路において行うものとする。
（部外講師）
第30条　講習の効果的な実施のため必要があると認めるときは、当該講習に係る専門的知識経験

を有する者（警察職員を除く。）の中から部外講師を依頼することができる。
（受講手続等）
第31条　指定自動車教習所職員講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講書（別記様式第９号）を別表２に掲げる区分に従い警察本部又は方面本部の主管課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。
２　公安委員会は、指定自動車教習所職員講習を修了した者に対し指定自動車教習所職員講習修了証書（別記様式第10号）を交付するものとする。
第６章　初心運転者講習
（講習実施基準）
第31条の２　法第108条の２第１項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所等）
第31条の３　初心運転者講習は、安全運転学校（指定講習機関が行う初心運転者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）又は安全運転教室及び道路において行うものとする。
２　大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習は、積雪又は凍結による道路における運転の実習に係る危険を防止するため、毎年11月１日から翌年３月31日までの間は行わないものとする。
３　前項の期間において初心運転者講習を受けることとなる者に対する法第108条の３の規定による通知は、翌年の４月から受講できるように行うものとする。
４　コース及び道路における運転の実習においては、公安委員会（指定講習機関が行う初心運転者講習を受けようとする者にあっては、指定講習機関。第31条の５第１項において同じ。）が提供した自動車等を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。
（講習指導員の要件）
第31条の４　初心運転者講習の講習指導員は、自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導について高度の能力を有する者（以下「運転習熟指導員」という。）とし、運転習熟指導員の備えるべき要件については、法第108条の４第１項第２号及び指定規則第７条の規定を準用する。
（受講手続等）
第31条の５　初心運転者講習を受けようとする者は、初心運転者講習受講申出書（別記様式第10号の２）に次に掲げる書類を添付（第１号に掲げるものについては、提示）して公安委員会に申し出なければならない。
⑴　初心運転者講習を受けようとする者が現に受けている免許に係る免許証
⑵　初心運転者講習通知書（施行規則第38条の４の初心運転者講習通知書をいう。）
２　前項の申出をした者に対しては、初心運転者講習指定書（別記様式第10号の３）により講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
３　初心運転者講習を終了した者に対しては、初心運転者講習終了証明書（別記様式第10号の４）を交付するものとする。
第７章　更新時講習
（講習の区分）
第32条　法第108条の２第１項第11号に規定する講習（以下「更新時講習」という。）の区分は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習とする。
（講習実施基準）
第33条　前条に規定するもののほか、更新時講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習場所）
第34条　更新時講習は、安全運転学校若しくは安全運転教室又は警察署若しくはその管轄区域内のその他の場所において行うものとする。
２　更新時講習を行う日時及び場所は、講習を受けようとする者の住所地を管轄する警察署の管轄区域ごとにあらかじめ指定し、管轄警察署の掲示板に掲示することにより公示するものとする。
（講習指導員の要件）
第35条　更新時講習の講習指導員の備えるべき要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　25歳以上の者であること。
⑵　普通自動車を運転できる免許を現に受けている者で３年以上の運転経歴を有するものであ

ること。
⑶　道路交通関係法令及び自動車等の安全運転について十分な知識を有する者であること。
（受講手続等）
第36条　更新時講習を受けようとする者は、運転免許証の更新申請時に受講を公安委員会に申し出るものとする。
２　公安委員会は、前項の受講申請をした者に対し、講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
３　公安委員会は、更新時講習を終了した者に対し、当該者の運転免許証の裏面にその旨を記載するものとする。ただし、更新時講習を終了した者が、当該講習受講日に施行細則別表１に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターにおいて法第101条第１項及び第101条の２第１項に規定する免許証の更新の申請を行っている場合はこの限りでない。
第７章の２　高齢者講習
第36条の２　削除
（講習の時間）
第36条の２の２　法第108条の２第１項第12号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）の講習時間は、２時間とする。
２　普通自動車対応免許（法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許をいう。次条第２項及び第36条の20第２項において同じ。）以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者（令第34条の３第４項又は令第37条の６の３に規定する基準に該当する者をいう。次条第２項及び第36条の20第２項において同じ。）に対する高齢者講習の講習時間は、前項の規定にかかわらず、１時間とする。
（講習実施基準等）
第36条の２の３　高齢者講習の内容は、自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導並びに講義とする。
２　普通自動車対応免許以外の免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者に対する高齢者講習の内容は、前項の規定にかかわらず、運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導及び講義とする。
３　前条及び前２項に規定するもののほか、高齢者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所）
第36条の３　高齢者講習は、安全運転学校又は指定教習所等及び道路において行うものとする。
（講習指導員の要件）
第36条の４　高齢者講習の講習指導員の備えるべき要件は、次に掲げるとおりとする。
⑴　21歳以上であること。
⑵　講習に使用する普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。以下同じ。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）であること。
⑶　次のいずれにも該当しない者であること。
ア　運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して３年を経過していない者
イ　法第117条の２の２第１項第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
ウ　自動車等の運転に関し自動車運転死傷行為処罰法第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者
⑷　次のいずれにも該当する者であること。
ア　運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
㈠　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね１年以上ある者
㈡　公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し㈠に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
イ　普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存

する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(ｱ) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね１年以上あるもの

(ｲ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し(ｱ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修をいう。）を終了した者

ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号）の施行日前にアに規定する審査に合格し、又は令和４年３月31日以前にイに規定する講習を終了した者であって、同法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けたもの

（受講手続等）

第36条の５ 法第101条の４第５項の規定による高齢者講習を受けることとなる者にあらかじめ送付する書面の記載事項については、同項に規定する事項のほか、講習所要時間、携行品、受講の申込方法その他受講に必要な事項とする。

２ 前項に規定する書面の送付を受け高齢者講習を受けようとする者は、あらかじめ当該講習を受けようとする指定教習所等に申込みをした上、講習当日に高齢者講習受講申請書（別記様式第10号の５）を公安委員会に提出するとともに、その者が現に受けている運転免許証及び前項に規定する書面を提示しなければならない。

３ 公安委員会は、高齢者講習を終了した者に対し、施行規則第38条第16項に規定する高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

第７章の３ 違反者講習

（講習の区分等）

第36条の６ 法第108条の２第１項第13号に規定する講習（以下「違反者講習」という。）は、当該講習を受けようとする者の選択により、講習規則第６条に規定する活動（以下「社会参加活動」という。）を体験させることを含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を体験させることを含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分して行うものとする。

２ 社会参加活動を含む講習は、指定した講習日の当日に学科講習、運転適性指導、社会参加活動の体験及び考査を行うものとする。

３ 社会参加活動を含まない講習は、指定した講習日の当日に学科講習、運転適性指導、面接指導及び考査を行うものとする。

（講習の期間及び時間）

第36条の７ 違反者講習の期間及び講習時間は、社会参加活動を含む講習及び社会参加活動を含まない講習ともに、６時間を１日で行うものとする。

（講習実施基準）

第36条の８ 違反者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所等）

第36条の９ 違反者講習は、社会参加活動を体験させる場合を除き、安全運転学校若しくは安全運転教室又は警察署若しくはその管轄区域内のその他の場所及び道路において行うものとする。

２ 社会参加活動を含まない講習における運転適性指導のうち普通自動二輪車及び原動機付自転車を運転させることにより行う検査に係る危険を防止するため、コースが積雪し、又は凍結するおそれのある期間は、警察本部長が定めるところにより行うものとする。

３ 社会参加活動を含まない講習における運転適性指導のうち自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導については、公安委員会が提供した自動車等を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。

（講習指導員等の要件）

第36条の10 第18条の規定は、違反者講習の講習指導員の備えるべき要件について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分及び第６号中「停止処分者講習」とあるのは「違反

者講習」と読み替えるものとする。
２　違反者講習の講習内容のうち、社会参加活動を体験させるための引率及び指導のみに従事する者（以下この項並びに第51条第１項及び第３項において「社会参加活動指導員」という。）の備えるべき要件は、前項の規定にかかわらず、社会参加活動についての講習指導員としてふさわしい者であると公安委員会が認める者とする。
（受講手続等）
第36条の11　公安委員会から施行規則第38条の４の２第１項に規定する違反者講習通知書により、違反者講習を行う旨の通知を受けた者は、第36条の６第１項及び第２項の規定による講習の区分を選択の上、別表２に掲げる区分に従い、警察本部又は方面本部の主管課長を経由して、あらかじめ公安委員会にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該通知書で指定された講習の日時及び場所において講習を受けることが困難であるときは、併せてその変更を申し出るものとする。
２　前項に規定する通知を受け違反者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日（前項後段の規定により講習の日時が変更された場合は、変更後の日）において、違反者講習受講申請書（別記様式第10号の６）及び前項の違反者講習通知書を公安委員会に提出するとともに、その者が現に受けている運転免許証を提示するものとする。
３　公安委員会は、違反者講習を終了した者の申出により違反者講習終了証明書（別記様式第10号の７）を交付するものとする。
第７章の３の２　若年運転者講習
（講習の期間及び時間）
第36条の11の２　法第108条の２第１項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）の期間及び時間は、９時間を連続した２日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続した２日間で実施することができないときは、１日目と近接した日に２日目を指定するものとする。
（講習実施基準）
第36条の11の３　前条に規定するもののほか、若年運転者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所等）
第36条の11の４　若年運転者講習は、安全運転学校（指定講習機関が行う若年運転者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）又は安全運転教室及び道路において行うものとする。
２　コース又は道路における普通自動車の運転について必要な適性に関する検査においては、公安委員会（指定講習機関が行う若年運転者講習を受けようとする者にあっては、当該指定講習機関。第36条の11の６第２項及び第３項において同じ。）が提供した普通自動車を使用するものとする。ただし、身体障害者については、この限りでない。
（講習指導員の要件）
第36条の11の５　公安委員会が行う若年運転者講習の講習指導員の備えるべき要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。
⑴　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
⑵　講習に使用する普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。
⑶　運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
（受講手続等）
第36条の11の６　公安委員会から施行規則第38条の４の２の２第１項に規定する若年運転者講習通知書により、若年運転者講習を行う旨の通知を受けた者は、当該講習を受けようとするときは、別表２に掲げる区分に従い、警察本部又は方面本部の主管課長を経由して、あらかじめ公安委員会にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該通知書で指定された講習の日時及び場所において当該講習を受けることが困難であるときは、併せてその変更を申し出るものとする。
２　若年運転者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日（前項後段の規定により講習の日時が変更された場合は、変更後の日）において、若年運転者講習受講申請書（別記様式第10号の７の２）及び前項の若年運転者講習通知書を公安委員会に提出するとともに、その者が現に受けている運転免許証を提示するものとする。
３　公安委員会は、若年運転者講習を終了した者に対しては、若年運転者講習終了証明書（別記様式第10号の７の３）を交付するものとする。
第７章の３の３　自転車運転者講習

（講習実施基準）
第36条の11の７　法第108条の２第１項第15号に規定する講習（以下「自転車運転者講習」という。）に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所）
第36条の11の８　自転車運転者講習は、視聴覚教材が使用できる環境が整備されている施設において行うものとする。
（講習指導員の要件）
第36条の11の９　自転車運転者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。
⑴　自動車を運転することができる免許を現に受けていること。
⑵　道路交通関係法令及び自転車の安全運転について十分な知識を有していること。
⑶　交通安全教育の実務経験が豊富であること。
（受講手続等）
第36条の11の10　施行規則第38条の４の４に規定する命令書により、自転車運転者講習の受講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第10号の７の４）を公安委員会に提出しなければならない。
２　公安委員会は、自転車運転者講習を受けようとする者に対し、自転車運転者講習受講指定書（別記様式第10号の７の５）により講習を行う日時及び場所を指定するものとする。
３　自転車運転者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日において、自転車運転者講習受講申請書（別記様式第10号の７の６）を公安委員会に提出するとともに、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。
４　公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者の申出により自転車運転者講習終了証書（別記様式第10号の７の７。次項において「終了証書」という。）を交付するものとする。
５　終了証書の交付を受けた者は、これを亡失し、滅失し、又は棄損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書（別記様式第10号の７の８）により、当該終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。
第７章の４　特定任意講習
（特定任意講習）
第36条の12　公安委員会は、自動車等の運転に関する技能及び知識の向上等を図るため、令第37条の６第２号に規定する講習（講習規則第２条に掲げる基準に適合するものに限る。）であって当該講習を終了した日後６月以内に運転免許証の更新を申請しようとする者（法第101条の４に規定するものを除く。）を対象とするもの（以下「特定任意講習」という。）を行うものとする。
２　前項の特定任意講習は、地域、職域、生活環境等に照らして自動車等の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象とする。
（講習時間）
第36条の13　特定任意講習の講習時間は、２時間とする。
（講習実施基準）
第36条の14　前条に規定するもののほか、特定任意講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。
（講習の場所）
第36条の15　特定任意講習は、公民館、集会所等講習に適した環境の施設で行うものとする。
（講習指導員の要件）
第36条の16　特定任意講習の講習指導員の備えるべき要件は、第35条に掲げる更新時講習の講習指導員の要件と同様とする。
（受講手続等）
第36条の17　特定任意講習を受けようとする者は、あらかじめ特定任意講習受講申請書（別記様式第10号の８。以下「申請書」という。）を希望する講習の場所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。
２　公安委員会は、前項の申請書を提出した者に対して、特定任意講習通知書（別記様式第10号の９）により講習を行う日時及び場所を通知するものとする。
３　公安委員会は、特定任意講習を終了した者に対し、講習規則第３条第２号に規定する特定任意講習終了証明書を交付するものとする。

第７章の５　特定任意高齢者講習

（特定任意高齢者講習）

第36条の18　公安委員会は、令第37条の６第２号及び第37条の６の２第１号に規定する講習（講習規則第１条に掲げる基準に適合するものに限る。）であって、当該講習を終了した日後６月以内に運転免許証の更新を申請しようとする次の各号のいずれかに該当する者を対象とするもの（以下「特定任意高齢者講習」という。）を行うものとする。

⑴　法第103条の３第１項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者

⑵　法第97条の２第１項第３号に規定する特定失効者又は同項第５号に規定する特定取消処分者のうち、法第89条第１項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの

第36条の19　削除

（講習の時間）

第36条の20　特定任意高齢者講習の講習時間は、２時間以上とする。

２　普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査対象者に対する特定任意高齢者講習の講習時間は、前項の規定にかかわらず、１時間以上とする。

（講習実施基準）

第36条の21　前条に規定するもののほか、特定任意高齢者講習に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。

（講習の場所）

第36条の22　特定任意高齢者講習は、指定教習所等において行うものとする。

（講習指導員の要件）

第36条の23　第36条の４の規定は、特定任意高齢者講習の講習指導員の備えるべき要件について準用する。この場合において、同条中「高齢者講習」とあるのは「特定任意高齢者講習」と読み替えるものとする。

（受講手続等）

第36条の24　特定任意高齢者講習を受けようとする者は、あらかじめ当該講習を受けようとする講習場所に申込みをした上、特定任意高齢者講習受講申請書（別記様式第10号の10）を講習当日に作成し、講習場所を経由して公安委員会に提出しなければならない。

２　公安委員会は、特定任意高齢者講習を終了した者に対し、講習規則第３条第１号に規定する特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

第８章及び第９章　削除

第37条から第42条まで　削除

第10章　講習の委託

（委託の基本方針）

第43条　公安委員会は、講習のうち、次に掲げるものの実施を委託するものとする。

⑴　安全運転管理者等講習

⑵　停止処分者講習

⑶　免許取得時講習

⑷　原付講習

⑸　更新時講習

⑹　高齢者講習

⑺　違反者講習

⑻　特定任意講習

⑼　特定任意高齢者講習

２　前項の規定により委託する講習の実施に関する事務の具体的範囲は、警察本部長が定める。

（委託先）

第44条　前条第１項の規定による委託は、次に掲げる要件に該当すると公安委員会が認める者に対して行うものとする。

⑴　その目的とする事業が当該講習を行うために最も適切であること。

⑵　講習の種別に応じ、公安委員会の承認を受けた講習指導員が置かれていること。

⑶　その他講習の種別に応じ、当該講習を適正かつ確実に行うのに必要かつ最も適切な組織、設備及び能力を有するものであること。

２　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の委託は行わない。

⑴　第61条第１項の規定により委託契約を解除され、その解除の日から起算して２年を経過し

ない者
⑵　その役員のうち自動車等の運転に関し自動車運転死傷行為処罰法第２条から第６条までの罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者があるもの
（講習実施業務規程）
第45条　第43条第１項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、講習の実施に関する規程（以下「講習実施業務規程」という。）を定め、公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
２　講習実施業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。
⑴　講習の実施の方法に関する事項
⑵　講習実施業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
⑶　前２号に掲げるもののほか、講習の実施に関し必要な事項
（委託契約）
第46条　講習の実施の委託は、警察本部長又は方面本部長が契約して行うものとする。
２　警察本部長又は方面本部長は、講習の実施について委託契約を締結するときは、契約書において、受託者に次に掲げる条件を付するものとする。
⑴　講習は、講習に関する法、施行規則、施行細則及びこの規則の規定並びにこの規則の規定に基づく警察本部長の定めに従い、誠実に実施すること。
⑵　第45条第１項の規定により承認を受けた講習実施業務規程に従って、講習を実施すること。
⑶　講習の実施に関し、この規則の規定による公安委員会又は警察本部長若しくは方面本部長の勧告、報告若しくは資料提出の求め又は指示に従うこと。
⑷　講習の実施が前３号の条件に従って行われていないとき、その他第61条第１項各号のいずれかに該当することとなったときは、講習の実施の委託を解約し、委託契約を解除することができること。
（委託料）
第47条　委託料に関する事項は、警察本部長が定める基準に基づき、契約で定めるものとする。
（管理者）
第48条　受託者は、委託を受けた講習の種別ごとに、講習の実施を統括管理する者のうちから、次項に規定する業務を行うものとして、管理者１人を選任し、講習管理者選任届出書（別記様式第18号）により公安委員会に届け出なければならない。
２　管理者は、委託を受けた講習の実施に関し、受託者の代表者その他の役員及びその職員に対し、これらの者が法令（この規則の規定に基づく警察本部長の定めを含む。）の規定及び公安委員会の勧告又は指示を遵守して、その業務を実施するために必要な指導、助言及び監督を行い、その他講習の効果的かつ適正な実施を確保するため必要な業務を行うものとする。
（講習を行う施設）
第49条　停止処分者講習の受託者は、第２条第４項の規定により警察本部長が定める基準に適合する安全運転学校を設けなければならない。
２　前項の受託者は、安全運転学校又は安全運転教室に管理責任者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）を置き、安全運転学校又は安全運転教室を第２条第４項の規定により警察本部長が定める基準に適合するように管理しなければならない。
（講習計画の承認）
第50条　受託者は、委託を受けた講習に係る施行規則及びこの規則の規定による講習計画については、警察本部長又は方面本部長の承認を受けなければならない。
（講習指導員の選任の手続等）
第51条　講習を委託した場合における講習指導員（社会参加活動指導員を含む。次項及び第６項において同じ。）は、受託者に所属する役員又は職員（受託者が指定自動車教習所を社員とする一般社団法人である場合にあっては、受託者に所属する役員若しくは職員又は受託者の社員たる指定自動車教習所の役員若しくは職員）のうちから講習の種別に応じ、この規則の規定により定められた要件を備えた者について、受託者が、選任しなければならない。
２　受託者は、前項の規定により講習指導員を選任しようとするときは、講習指導員選任承諾申請書（別記様式第19号）を公安委員会に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた講習指導員を第５項の有効期間の満了後引き続き選任しようとするときも、同様とする。
３　受託者は、前項の承認を受けようとするときは、前項の講習指導員選任承諾申請書に次の各

号（社会参加活動指導員にあっては、第３号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前項後段の承認を受けようとするときは、この限りでない。
⑴　履歴書
⑵　推薦書（別記様式第20号）
⑶　運転経歴書（別記様式第21号）
⑷　その他参考となる事項を記載した書類
４　公安委員会は、第２項の承認の申請があったときは、原則として書面により審査を行い、適格者であると認めた場合に承認するものとする。
５　第２項の承認の有効期間は、３年とする。ただし、再び承認を受けることを妨げない。
６　公安委員会は、第２項の承認をしたときは、受託者に対しては講習指導員選任承認通知書（別記様式第22号）を、講習指導員に対しては講習指導員選任承認書（別記様式第23号）をそれぞれ交付するものとする。
（部外講師の委嘱等の手続）
第52条　受託者は、部外講師を委嘱し、又は依頼しようとするときは、委託を受けた講習の種別に応じ、この規則の規定により定められた要件を備える者のうちから、警察本部長又は方面本部長の承認を得て委嘱し、又はその意見を聴いて依頼しなければならない。
２　前項の規定による承認の手続き等については、前条第３項から第６項までの規定を準用する。この場合において、前条第６項中「講習指導員選任承認通知書」とあるのは「部外講師委嘱承認通知書」と、「講習指導員選任承認書」とあるのは「部外講師委嘱承認書」と読み替えるものとする。
第53条　受託者は、委託を受けた講習における受講者の指導には、公安委員会の承認を受けた講習指導員又は部外講師（以下「講習指導員等」という。）以外の者を従事させてはならない。
（承認の取消し等）
第54条　受託者は、講習指導員等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、公安委員会の承認を受け、必要と認める期間講習の実施に従事することを禁止し、又は解任し、若しくは委嘱若しくは依頼を取り消さなければならない。
⑴　免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき。
⑵　受講者の指導について不正な行為をしたとき。
⑶　その他講習指導員等として適格性を欠くと認められるとき。
２　公安委員会は、承認を行った講習指導員等がその職に不適切と認められる事項を認知したときは、受託者に対し、前項に規定する措置を講ずるよう勧告するものとする。
３　公安委員会は、第１項の規定により承認をしようとするときは、当該受託者及び当該講習指導員等に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。
４　公安委員会は、第１項又は第３項の規定により承認を取り消したときは、受託者及び当該講習指導員等に講習指導員等の承認の取消しの日及びその理由を通知し、講習指導員選任承認書又は部外講師委嘱承認書を返納させるものとする。
（受託者の基本的留意事項）
第55条　受託者は、次の各号に掲げる事項に留意して、効率的な講習の実施に努めなければならない。
⑴　講習指導員等、教材、講習施設等の講習体制の整備を行うこと。
⑵　講習方法、講習内容等について常に検討し、その改善を行い、その高度化及び効率化に努めること。
⑶　講習指導員に対する研修を行う等して、その資質と指導能力の向上を図ること。
⑷　講習の効果の測定を行う等して、より効果的な講習となるよう調査研究を行い、これを講習に反映させること。
（再委託等の禁止）
第56条　受託者は、委託に係る講習の実施に関する事務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、公安委員会の許可を受けたときは、この限りでない。
２　受託者は、名目を問わず、受講者に講習に要する費用の負担を求めてはならない。
（秘密保持義務）
第57条　受託者の役員又は職員（講習指導員等を含む。）は、委託を受けた講習の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（報告等）

第58条　受託者は、委託を受けた講習の実施に係る結果を警察本部長又は方面本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。
２　公安委員会又は警察本部長若しくは方面本部長は、委託を行った講習の実施に関する事務の適正な実施のため必要と認めるときは、受託者又はその管理者に対し、事務の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
（指示等）
第59条　公安委員会又は警察本部長若しくは方面本部長は、受託者が第44条第１項第２号又は第３号に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、当該受託者又はその管理者に対し、これらの基準に適合するため必要な措置を採るべきことを指示することができる。
２　公安委員会は、講習の実施に関する事務に従事する受託者の役員又は職員が第44条第２項第２号に該当する場合、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は講習実施業務規程に違反し、その他講習の実施に関し不正な行為をした場合は、受託者に対し、当該役員又は職員の解任を勧告することができる。
３　公安委員会又は警察本部長若しくは方面本部長は、前２項に定めるもののほか、委託に関わる講習を適正かつ確実に行うことを確保するため必要であると認めるときは、当該講習の受託者又はその管理者に対し、当該講習の業務に関し必要な措置を採るべきことを指示し、又は勧告することができる。
（委託事務の休廃止）
第60条　受託者は、公安委員会の承認を受けなければ、委託事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
（委託の解約）
第61条　公安委員会は、受託者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、委託を解約することができる。
⑴　講習の実施が第46条第２項第１号及び第２号の規定に従って行われていないとき。
⑵　講習の実施に関し、この規則の規定による公安委員会又は警察本部長若しくは方面本部長の勧告、報告若しくは資料提出の求め又は指示に従わなかったとき。
⑶　その受託者の責めに帰すべき理由により委託契約に違反したとき。
⑷　講習の実施に不正があったとき。
⑸　受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
２　第54条第３項の規定は、公安委員会が前項の規定により委託を解約しようとする場合について準用する。
３　第１項の規定により公安委員会が委託を解約したときは、警察本部長又は方面本部長は、当該委託契約を解除するものとする。
（連絡等）
第62条　受託者は、委託を受けた講習の実施について、警察本部又は方面本部及び警察署と密接に連絡するものとする。
２　警察本部及び方面本部並びに警察署は、受託者に対し、委託した講習の実施が適正かつ効率的に行われるように、交通事故の実態についての分析資料を提供する等必要な配慮をするものとする。

第11章　指定講習機関

（指定講習機関の指定の基本方針）
第63条　公安委員会は、取消処分者講習及び若年運転者講習については、公安委員会が行うもののほか、指定講習機関を指定し当該指定講習機関に行わせるものとする。
２　公安委員会は、初心運転者講習については、指定講習機関を指定し、指定講習機関に行わせ、初心運転者講習を行わないものとする。
（公安委員会に対する申請等の手続）
第64条　法、指定規則又はこの規則の規定により指定講習機関（指定講習機関の指定を受けようとする者を含む。）が公安委員会に対して行う申請等の手続は、警察本部又は方面本部の主管課長を経由しなければならない。
（指定講習機関の指定）
第65条　公安委員会は、法第108条の４及び指定規則第１条の規定により指定を行ったときは、指定講習機関指定書（別記様式第25号）を交付し、指定を行わなかったときは、指定講習機関不指定通知書（別記様式第26号）により通知するものとする。

（指定の申請手続）
第66条　前条の指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（別記様式第27号）を特定講習（法第108条の４第２項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務を行う事務所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。
（指定の公示）
第67条　指定規則第３条の規定による公示は、別記様式第28号の公安委員会告示により行う。
（名称等の変更の届出）
第68条　指定講習機関は、指定規則第４条第１項の規定により指定規則第２条第１項第１号及び第２号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定規則第４条第３項の規定により指定規則第２条第２項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、指定講習機関名称等変更届出書（別記様式第29号）により公安委員会に届けなければならない。
（運転適性指導員等の審査）
第69条　指定規則第５条第５号又は第７条第５号の規定により公安委員会が行う運転適性指導又は運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査を受けようとする者は、運転適性指導員等審査申請書（別記様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。
２　前項の審査に合格した者に対しては、当該審査の種別に応じ、運転適性指導員審査合格証（別記様式第31号）又は運転習熟指導員審査合格証明書（別記様式第31号の２）を交付するものとする。この場合において、公安委員会は、合格者を登載した運転適性指導員等合格者名簿（別記様式第31号の３）を作成するものとする。
３　法第108条の５第３項の規定により運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命じたときは、運転適性指導員等解任命令通知書（別記様式第32号）により通知するものとする。
（運転適性指導員の審査の対象等）
第69条の２　指定規則第５条第５号に規定する審査（次項において「審査」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。
⑴　運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、取消処分者講習及び若年運転者講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算３年以上で、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）
⑵　講習規則第７条第１項各号に掲げる講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算５年以上で、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められるもの
⑶　運転適性指導について、前２号に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認められる者
２　審査の方法は、書面審査、実技審査及び面接審査とする。
（飲酒取消講習を行う運転適性指導員）
第69条の３　指定講習機関が行う飲酒取消講習の内容のうち警察本部長が定めるものについては、アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師の教養を受けた運転適性指導員が行うものとする。
（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）
第70条　指定規則第８条に規定する基準の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。
⑴　指定自動車教習所を指定するときは、初心運転者講習を特に効果的に行うことができると認められる程度に教習の水準が高いこと。
⑵　法第99条の５第５項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行し、又はその管理する者が法第99条の３第３項、第99条の４若しくは第99条の５第３項の規定に違反し、同条第１項に規定する者以外の者について技能検定を行わせ、若しくは第99条の２第５項若しくは法第99条の３第５項の規定による命令に違反するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者でないこと。
⑶　前２号に掲げるもののほか、その指定を行うことによって、初心運転者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
２　公安委員会は、指定講習機関の住所、受講者数等を勘案して、受講者の利便を阻害するおそれがあると認めるときは、前項第１号の規定にかかわらず、前項第１号に掲げる基準に準ずる基準に適合する指定自動車教習所を指定講習機関として指定することができる。
（講習業務規程の認可申請等）
第71条　指定講習機関は、法第108条の６第１項前段の規定により講習業務規程（同項の講習業

務規程をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記様式第34号）に講習業務規程を添えて、公安委員会に提出しなければならない。
２　指定講習機関は、法第108条の６第１項後段の規定により講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記様式第35号）を公安委員会に提出しなければならない。
（講習結果報告）
第72条　指定講習機関は、特定講習を行ったときは、速やかに、当該講習の種別に応じ、取消処分者講習結果報告書（別記様式第36号）、初心運転者講習結果報告書（別記様式第36号の２）又は若年運転者講習結果報告書（別記様式第36号の３）を公安委員会に提出しなければならない。
（帳簿）
第73条　指定講習機関は、指定規則第12条第１項の規定により特定講習実施記録簿（別記様式第37号）を備え、指定規則第12条第１項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
（電磁的記録による保存等）
第73条の２　指定講習機関は、指定規則第12条の規定に基づき帳簿を備えることに代えて当該帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
⑴　作成された電磁的記録を指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
⑵　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
２　指定講習機関が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。
（電磁的記録による作成）
第73条の３　指定講習機関は、指定規則第12条の規定に基づき帳簿に記載することに代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、指定講習機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
（適合命令等）
第74条　公安委員会は、法第108条の８第１項又は第２項の規定により指定講習機関に対し、命令をするときは、適合命令書（別記様式第38号）を交付して行うものとする。
（講習の休廃止の許可申請手続）
第75条　指定講習機関は、法第108条の10の規定により特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、公安委員会に休廃止許可申請書（別記様式第39号）を提出しなければならない。
（取消）
第76条　法第108条の11第１項又は第２項の規定により指定を取り消したときは、指定講習機関指定取消通知書（別記様式第40号）により通知するものとする。
（特定講習指導員に対する講習）
第77条　指定規則第17条の規定による公安委員会の指名は、特定講習指導員受講指名通知書（別記様式第41号）により当該指定講習機関に通知するものとする。
（新任運転適性指導員研修等の終了者等に対する実務実習）
第77条の２　公安委員会は、次に掲げる者に対し、公安委員会における取消処分者講習の実施現場の観察学習、講習補助等を経験させる実務実習（以下「実務実習」という。）を実施するものとする。ただし、当該講習のうち飲酒取消講習の実務実習を実施する場合は、警察本部長が定めるものについて、アルコールの依存症に関する専門的な技能及び知識を有する医師から教養を受けた者でなければならない。
⑴　自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修の終了者で、運転適性指導員（法第108条の４第１項第１号に規定する運転適性指導員をいう。以下この項において同じ。）として取消処分者講習に従事することを予定

している者
⑵　公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から３年以上経過している者
⑶　公安委員会が実務実習の必要性があると認めた運転適性指導員
⑷　指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった運転適性指導員
２　公安委員会は、前項各号に掲げる実務実習の対象者（以下「実習生」という。）の早期把握に努め、把握した都度、取消処分者講習に係る実務実習通知書（別記様式第42号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対して通知するものとする。
３　公安委員会は、実務実習の結果について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書（別記様式第43号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知するものとする。

第12章　雑則

（警察本部長への委任）
第78条　この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、警察本部長が定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は公布の日から施行する。ただし、第45条の規定は、平成２年２月１日から施行する。
（講習に関する諸規則の廃止）
２　次の各号に掲げる規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。
⑴　自動車等の運転免許の効力の停止、保留または自動車の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施等に関する規則（昭和45年北海道公安委員会規則第４号）
⑵　自動車および原動機付自転車運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則（昭和47年北海道公安委員会規則第１号）
⑶　安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（昭和60年北海道公安委員会規則第６号）
⑷　初心運転者講習の実施に関する規則（昭和60年北海道公安委員会規則第９号）
（経過規定）
３　旧規則の規定による平成元年度の委託契約は、第46条の規定による委託契約とみなす。
４　平成元年度の講習計画（冬道安全運転技能講習に係る講習計画を除く。）については、第50条の規定による承認を受けたものとみなす。
５　この規則による講習指導員等に相当する者として旧規則の規定により選任され、又は委嘱された者については、第51条第２項又は第52条第１項の規定により公安委員会の承認を受けた講習指導員等とみなす。ただし、旧規則の規定により選任又は委嘱の手続に公安委員会の承認を要しない者については、平成２年３月31日までに第51条第２項又は第52条第１項の規定により公安委員会の承認を受けなければならない。
６　前３項に定めるもののほか、この規則施行前に旧規則又はこの規則による改正前の施行細則の規定によりなされた申請、申出その他の手続、処分その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為とみなす。
（道路交通法施行細則の一部改正）
７　道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。
第16条を次のように改める。
第16条　削除
第23条の２から第25条までを次のように改める。
第23条の２から第25条まで　削除
別表１（安全運転管理者等の選任、解任等の届出）、（安全運転管理者等講習等）及び（緊急自動車、道路維持作業用自動車の届出及び指定）の申請及び届出の種別の欄中「法第108条の２第１項第２号」及び「細則第16条第１項」を削り、「細則」を「規則」に、「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に、「安全運転管理者等講習等」を「安全運転管理者等の資格要件の教習及び資格認定の申請」に改める。
別表１（初心運転者講習受講書）の項、（処分者講習申出書）の項及び（指定自動車教習所職員講習受講書）の項を削る。
別記様式第19号から別記様式第20号の２までを次のように改める。
別記様式第19号から別記様式第20号の２まで　削除

別記様式第26号の２から別記様式第29号までを次のように改める。

別記様式第26号の２から別記様式第29号まで　削除

附　則〔平成元年公安委員会規則第10号〕抄

（施行期日）

1　この規則は、平成２年２月１日から施行する。

附　則〔平成２年公安委員会規則第４号〕

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号。第３項において「改正法」という。）の施行の日（平成２年９月１日）から施行する。ただし、第32条の改正規定は、平成２年８月１日から施行し、運転免許証の有効期間の末日が平成２年９月１日以後の運転免許証の更新を受けようとする者から適用する。

2　この規則の施行の際現に第１種運転免許を受けている者で、当該第１種運転免許を受けていた期間（当該第１種免許の効力を停止されていた期間を除く。）が通算して１年に達しないものについては、この規則による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第２章の規定は、なおその効力を有する。

3　改正法附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習（次項において「旧初心運転者講習」という。）に係る受講書の様式は、次のとおりとする。

初　心　運　転　者　受　講　書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

受講者

氏名

道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の道路交通法第108条の２第１項第１号の規定に基づく講習を受講します。

講　習　区　分	初　心　運　転　者　講　習	
収　入　証　紙　ち　ょ　う　付　欄		

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列５番とする。

4　旧初心運転者講習の講習修了書の様式は、次のとおりとする。

第　　号

初　心　運　転　者　講　習　修　了　証

住　所

氏　名

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

年　月　日

名　称

公安委員会　印

（講習実施責任者　　印）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ列５番とする。

附　則〔平成４年公安委員会規則第７号〕

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則〔平成４年公安委員会規則第11号〕
この規則は、平成４年７月１日から施行する。
附　則〔平成４年公安委員会規則第17号〕
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成４年法律第43号）の施行の日（平成４年11月１日）から施行する。
附　則〔平成６年公安委員会規則第５号〕
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
附　則〔平成６年公安委員会規則第６号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成６年公安委員会規則第９号〕
この規則は、平成６年10月１日から施行する。
附　則〔平成８年公安委員会規則第４号〕
この規則は、平成８年６月７日から施行する。
附　則〔平成８年公安委員会規則第６号〕
１　この規則は、平成８年９月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
附　則〔平成９年公安委員会規則第４号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成10年公安委員会規則第５号〕
１　この規則は、平成10年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。
附　則〔平成10年公安委員会規則第10号〕
１　この規則は、平成10年10月１日から施行する。
２　この規則の施行の際、現に停止処分者講習指導員であって普通自動車を運転できる運転免許（仮免許を除く。）又は普通自動二輪車を運転できる免許のいずれかを現に受けており、かつ、第４条並びに第18条第１号、第３号及び第４号のいずれの要件にも該当するもののうち、平成11年３月31日をもって停止処分者講習指導員でなくなると見込まれるものについては、第18条第２号及び第５号イの規定（第36条の10第１項の規定により準用する場合を含む。）にかかわらず、現に受けている免許に係る運転適性指導を行うことのできる停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員とみなす。
３　この規則の施行の際、現に停止処分者講習指導員であって第４条並びに第18条第１号及び第２号（第36条の10第１項の規定により準用する場合を含む。）のいずれの要件にも該当するものについては、当分の間、停止処分者講習及び違反者講習において、学科講習のみを担当する講習指導員として当該講習に従事することができる。
附　則〔平成11年公安委員会規則第３号〕
この規則は、平成11年４月１日から施行する。
附　則〔平成12年公安委員会規則第３号〕
この規則は、平成12年４月１日から施行する。
附　則〔平成13年公安委員会規則第２号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成14年公安委員会規則第１号〕
この規則は、平成14年４月１日から施行する。
附　則〔平成14年公安委員会規則第４号〕
この規則は、平成14年６月１日から施行する。
附　則〔平成15年公安委員会規則第３号妙〕
この規則は、平成15年４月１日から施行する。
附　則〔平成15年公安委員会規則第９号〕
この規則は、平成16年１月１日から施行する。
附　則〔平成16年公安委員会規則第５号〕

この規則は、平成16年４月１日から施行する。
附　則〔平成17年公安委員会規則第７号〕
この規則は、平成17年６月３日から施行する。
附　則〔平成18年公安委員会規則第２号〕
この規則は、平成18年４月１日から施行する。
附　則〔平成18年公安委員会規則第５号〕
この規則は、平成18年４月１日から施行する。
附　則〔平成18年公安委員会規則第11号〕
この規則は、平成18年６月１日から施行する。
附　則〔平成19年公安委員会規則第５号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成19年公安委員会規則第７号〕
１　この規則は、平成19年６月２日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
附　則〔平成19年公安委員会規則第13号〕
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第１項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第211条第１項（刑法の一部を改正する法律附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第４条第２号、第13条の２第１項及び第44条第２項第２号の規定の適用については、これらの規定中「第211条第２項」とあるのは、「第211条第２項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法第211条第１項（刑法の一部を改正する法律附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）」とする。
附　則〔平成19年公安委員会規則第17号〕
１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条第３号及び第36条の４第３号イの改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
附　則〔平成20年公安委員会規則第８号〕
この規則は、平成20年12月１日から施行する。
附　則〔平成21年公安委員会規則第12号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成24年公安委員会規則第９号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成24年公安委員会規則第12号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成25年公安委員会規則第３号〕
この規則は、平成25年４月１日から施行する。
附　則〔平成25年公安委員会規則第６号〕
この規則は、公布の日から施行する。
附　則〔平成25年公安委員会規則第８号〕
１　この規則は、平成25年９月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。
附　則〔平成25年公安委員会規則第10号〕
１　この規則は、公布の日から施行し、平成25年12月１日から適用する。
２　平成25年11月30日以前に道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の４第４号の罪を犯した者に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第４条第３号及び第36条の４第３号イの規定の適用については、これらの規定中「第117条の２の２第11号」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）による改正前の道路交通法第117条の

４第４号」とする。

附　則〔平成26年公安委員会規則第４号〕

１　この規則は、平成26年５月20日から施行する。

２　この規則の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第１項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下この項において「法」という。）附則第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の２又は第211条第２項（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪を犯した者（法附則第７条の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律(平成19年法律第54号)附則第５条に規定する者を除く。）に対するこの規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第10条第１号、第18条第３号ウ、第36条の４第３号ウ及び第44条第２項第２号の規定の適用については、これらの規定中「第４条まで」とあるのは「第４条までの罪、法附則第２条の規定による改正前の刑法第208条の２（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」と、「第６条まで」とあるのは「第６条までの罪、法附則第２条の規定による改正前の刑法第208条の２若しくは第211条第２項（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)」とする。

３　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部がある場合は、当分の間これを使用することができる。

附　則〔平成27年公安委員会規則第２号〕

１　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附　則〔平成27年公安委員会規則第８号〕

この規則は、平成27年６月１日から施行する。

附　則〔平成27年公安委員会規則第13号〕

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

附　則〔平成28年公安委員会規則第２号〕抄

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則〔平成29年公安委員会規則第２号〕抄

この規則は、平成29年３月12日から施行する。

附　則〔平成30年公安委員会規則第２号〕抄

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現にこの規則による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附　則〔平成31年公安委員会規則第３号〕抄

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則〔令和２年公安委員会規則第８号〕抄

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則〔令和３年公安委員会規則第５号〕抄

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に第１条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第２条の規定による道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて当分の間これを使用することができる。

附　則〔令和４年公安委員会規則第９号〕

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に第１条の規定による改正前の道路交通法施行細則及び第２条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

附　則〔令和４年公安委員会規則第11号〕

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和４年10月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第18条第３号イ及び第

36条の４第３号イに規定する罪であって新規則の適用の日前に犯したものは、新規則の適用の日以後は、新規則の相当規定に規定する罪とみなして、これらの規定を適用する。

附　則〔令和５年公安委員会規則第４号〕

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

○取消処分者講習実施規程

北海道警察本部告示第45号
平成２年８月23日

改正　平成４年８月21日北海道警察本部告示第44号、８年８月28日第64号、10年９月29日第90号、14年５月31日第96号、15年12月19日第174号、17年５月31日第81号、24年10月２日第359号、25年３月22日第133号、25年７月12日第247号、26年５月20日第242号、28年３月18日第144号、29年３月10日第140号、令和３年３月30日第178号、５年３月24日第187号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号）第11条及び第78条の規定に基づき、取消処分者講習実施規程を次のように定める。

取消処分者講習実施規程

（目的）

第１条　この規程は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第９号。以下「規則」という。）第３章の規定による取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　削除

（学級編成等）

第３条　講習は、四輪車学級及び二輪車学級の別によりこれを行う。この場合において、講習対象者の区分は、受講者が得ようとしている運転免許の種類に応じて行うものとする。ただし、当該受講者の技量が著しく未熟な場合等講習の効果が十分あげられないと認められるときは、この限りでない。

２　前項の学級編成における１学級の人員は、１グループ３人を単位として計９人の編成を基準とし、１グループについて、第13条に規定する講習指導員（指定講習機関（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の４第１項に規定する指定講習機関をいう。）が行う講習にあっては、同項第１号に規定する運転適性指導員。以下「講習指導員等」という。）１名が担当するとともに、補助者は１学級に１人を充てることを原則とする。

（講習車両）

第４条　コース又は道路における運転について必要な適性に関する調査（以下「運転技能診断」という。）に使用する自動車等（以下「講習車両」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、講習手数料上特例は設けられていないことをあらかじめ了承させておくものとする。

⑴　四輪車学級　マニュアル式又はオートマチック式の普通乗用自動車に補助ブレーキの装置を装備したもの

⑵　二輪車学級　マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は原動機付自転車（原則としてスクータータイプ）とする。ただし、大型自動二輪車がない場合等には、大型自動二輪免許の保有者は普通自動二輪車とする。

２　四輪による講習において、特定後写鏡等条件（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条第１項の表聴力の項第２号に規定する特定後写鏡を使用すべきこととする条件をいう。）が付されている者に対しては、当該特定後写鏡等を使用することとする。

（コース設定上の基準）

別記様式第４号（第20条関係）

取 消 処 分 者 講 習 実 施 簿

決裁欄	（講習第　　日目）

講 習 月 日	年　　月　　日　　曜　天候	
講 習 指 導 員 又は 運転適性指導員	職　　名	氏　　名
受 講 人 員	講習予定人員　　人 受 講 人 員　　人 欠 講 人 員　　人	
講習実施状況		
引 継 事 項		
備　　考		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別表１

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所		経　　由　　先
	方面別	警 察 署 別	
法第108条の２第１項第２号 規則第13条の２第１項 （取消処分者講習の申出） 法第108条の２第１項第３号 規則第26条第１項 （停止処分者講習の申出） 法第108条の２第１項第６号 規則第26条の９ （原付講習受講の申込み）	札 幌	各警察署管内	北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課又は住所地を管轄する警察署
	函 館	各警察署管内	函館方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署
	旭 川	各警察署管内	旭川方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署
	釧 路	各警察署管内	釧路方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署
	北 見	各警察署管内	北見方面本部交通課又は住所地を管轄する警察署

別表２

申請及び届出の種別	申請及び届出者の住所		経　　由　　先
	方面別	警 察 署 別	
法第108条の２第１項第９号 規則第31条第１項 （指定自動車教習所職員講習受講の申請） 法第108条の２第１項第４号、第５号、第７号及び第８号 規則第26条の５ （免許取得時講習の申込み） 法第108条の２第１項第13号 規則第36条の11 （違反者講習受講の申出） 法第108条の２第１項第14号 規則第36の11の６ （若年運転者講習受講の申出）	札 幌	各警察署管内	北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課
	函 館	各警察署管内	函館方面本部交通課
	旭 川	各警察署管内	旭川方面本部交通課
	釧 路	各警察署管内	釧路方面本部交通課
	北 見	各警察署管内	北見方面本部交通課

別記様式第１号（第９条関係）

安全運転管理者
副安全運転管理者講習受講書

年　　月　　日

公安委員会殿

受講者

住所

氏名

年　　月　　日生（　　歳）

道路交通法第108条の２第１項第１号に基づく講習を受講します。

事業所の所在地	（所轄警察署名　　）
事　業　所　名	（電話　　）
事業所の代表者氏名	

収　入　証　紙　貼　付　欄		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第２号（第９条関係）

第　　号

安全運転管理者講習修了証書

事業所名

氏名

道路交通法第108条の２第１項第１号の規定に基づく安全運転管理者の講習を修了したことを証する。

年　　月　　日

公　安　委　員　会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第３号（第９条関係）

第　　号

副安全運転管理者講習修了証書

事業所名

氏名

道路交通法第108条の２第１項第１号の規定に基づく副安全運転管理者の講習を修了したことを証する。

年　　月　　日

公　安　委　員　会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第４号（第13条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="6">取消処分者講習受講申請書

年　　月　　日

実施機関名　殿</td></tr>
<tr><td>氏名、生年月日</td><td colspan="2"></td><td colspan="3">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>本　　籍</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5">（電話　　）</td></tr>
<tr><td>免許欠格期間満了の日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>取消前に取得していた免許の種類</td><td colspan="5">大型 中型 準中型 普通 大型特殊 大型自動二輪 普通自動二輪 小型特殊 原付 けん引 大型二種 中型二種 普通二種 大型特殊二種 けん引二種</td></tr>
<tr><td>交付公安委員会</td><td colspan="5">公安委員会</td></tr>
<tr><td>希望する講習の車種</td><td>四輪
二輪
原付</td><td colspan="4" rowspan="4">（収入証紙貼付欄）

（指定講習機関の講習にあっては別納）</td></tr>
<tr><td>※　講　習　日</td><td>年　月　日
年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※ 講 習 場 所</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr></tr>
</table>

備考　１　氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。

２　取消前に取得していた免許の種類欄及び希望する講習の車種欄は、該当文字を○で囲むこと。

３　申出者は、※印の欄には記載しないこと。

４　申し出の際は、講習前６月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影　年月日を記入したもの）２枚を添付すること。

５　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第５号（第13条の２関係）

第　　号

写　真
貼　付
押出し
スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住　所
氏　名
生年月日

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第２号に規定する取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

実施機関名　印

備考１　写真は、講習前６月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

２　実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「実施講習機関名及び管理者」とする。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第５号の２（第13条の２関係）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年　　月　　日 実施機関名　殿	
氏名、生年月日	年　　月　　日　生
本　　籍	
住　　所	（電話　　）
再交付を申請する理由	
受講日、場所	年　　月　　日

備考１　氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。
　　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第６号（第26条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">停　止　処　分　者　講　習　申　出　書

年　　月　　日

公　安　委　員　会　殿

申出人　住所
氏名</td></tr>
<tr><td>運転免許等の処分の種別</td><td colspan="2">停止　　保留　　禁止</td></tr>
<tr><td>処　分　日　数</td><td colspan="2">日間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">備　　考</td><td rowspan="2"></td><td>収入証紙貼付欄</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

備考　１　運転免許等の処分の種別欄の該当文字を○で囲むこと。
　　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第７号（第26条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">講　習　指　定　書
あなたの講習は次のとおりです。携行品を忘れず時間までに出席して下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第　１　日　目</td><td colspan="4">第　２　日　目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日　　時</td><td>月　　日</td><td rowspan="2">日　　時</td><td colspan="3">月　　日</td></tr>
<tr><td>午前８時45分までに出席のこと。</td><td colspan="3">午前８時45分までに出席のこと。</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td></td><td>場　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">携 行 品</td><td rowspan="2">１　この運転免許停止処分書
２　筆記用具</td><td rowspan="2">受講証明</td><td>第１日目</td><td colspan="2">第２日目</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第８号（第26条関係）

第　　号

停　止　処　分　者　講　習　済　証

住所
氏名

上記の者は、道路交通法第108条の２第１項第３号に基づく講習を受講したことを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　印

第　１　日　目	第　２　日　目
月　　日	月　　日

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第８号の２（第26条の５関係）

受付年月日	年　月　日	受付番号　第　号
講習年月日	年　月　日	

免許取得時講習受講申込書

年　月　日

殿

申込者

道路交通法第108条の２第１項第４号、第５号、第７号及び第８号の規定による免許取得時講習を受けたいので申し込みます。

受講者	住所	
	電話番号	
	氏名・生年月日	年　月　日生
仮免許	交付公安委員会	
	免許証番号	
	交付年月日	年　月　日

講習別	大型車講習	中型車講習	準中型車講習	普通車講習	大型二輪車講習	普通二輪車講習	応急救護処置講習（一）	応急救護処置講習（二）	大型旅客車講習	中型旅客車講習	普通旅客車講習

《きりとり線》

免許取得時講習受講指定書

年　月　日

殿

指定者

年　月　日に申請ありました講習を次により実施するので指定します。

講習年月日	講習開始時間	講習会場名
・　・	：	

講習種別										
大型車講習	中型車講習	準中型車講習	普通車講習	大型二輪車講習	普通二輪車講習	応急救護処置講習（一）	応急救護処置講習（二）	大型旅客車講習	中型旅客車講習	普通旅客車講習

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第８号の３（第26条の９関係）

原付講習受講申込書

年　　月　　日

公安委員会殿

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

道路交通法第108条の２第１項第６号に規定する原動機付自転車の運転に関する講習を申し込みます。

収入証紙貼付欄		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第９号（第31条関係）

指定自動車教習所職員講習受講書

年　　月　　日

公 安 委 員 会 殿

教習所名

受講者氏名

道路交通法第108条の２第１項第９号に基づく講習を受講します。

区　　分	□ 教習指導員　□ 技能検定員　□ 管理者を直接に補佐する職員

収　入　証　紙　貼　付　欄		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号（第31条関係）

第　　号

指定自動車教習所職員講習修了証書

氏名

道路交通法第108の２第１項第９号の規定に基づく講習を修了したことを証する。

年　　月　　日

公安委員会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の２（第31条の５関係）

※　受付年月日	年　月　日	※ 通知番号 第　号
※　講習場所		
※　講習年月日	年　月　日	

初心運転者講習受講申出書

年　月　日

殿

氏　名

道路交通法第108条の２第１項第10号の規定による（　　）免許の初心運転者講習を受けたいので申し込みます。

受講者	住所					
	氏名・生年月日			年　月　日生		
免許証	交付公安委員会	公安委員会				
	番号	第　号				
	交付年月日	年　月　日				
	種類	□中　型	□普　通	□大自二	□普自二	□原　付
備考						

《きりとり線》

別記様式第10号の３（第31条の５関係）

初心運転者講習指定書

年　月　日

殿

指定講習機関代表者

年　月　日に申請ありました講習を次により実施するので指定します。

講習年月日	開始時間	講習会場名	講習の内容				
			準中型	普　通	大自二	普自二	原　付

備考１　※印欄は記載しないこと。

２　講習の内容欄の「普通」には、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第６条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法付則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる中型免許を受けた者を含む。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の４（第31条の５関係）

第　　号

初 心 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

免許の種類	

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。

年　　月　　日

指定講習機関名　　印

（講習実施責任者名　　）

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の５（第36条の５関係）

※ 受付年月日	年　月　日	※ 講習場所	
※ 講習年月日	年　月　日	※ 講習種別	

高齢者講習受講申請書

年　月　日

公安委員会　殿

氏名

道路交通法第108条の２第１項第12号に規定する高齢者講習を受講します。

受講者	住所	（電話番号　－　）	
	氏名・生年月日		年　月　日
免許証	交付公安委員会	公安委員会	
	番号	第　号	
	交付年月日	年　月　日	
	種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付 けん引・大二・中二・普二・大特二・け引二	
講習時間	□　実車指導あり（２時間） □　実車指導なし（１時間）		
備考			

収入証紙貼付欄	

注１　※印欄は記載しないこと。

２　□には該当事項に√印を付すこと。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の６（第36条の11関係）

※受付年月日	年　月　日	※講習場所	
※講習年月日	年　月　日	※講習種別	

違反者講習受講申請書

年　月　日

公安委員会　殿

氏名

道路交通法第108条の２第１項第13号に規定する違反者講習を受講します。

講習通知書月日番号		年　月　日付第　号	
受講者	住所	（電話番号　－　）	
	氏名・生年月日		年　月　日
免許証	交付公安委員会	公安委員会	
	番号	第　号	
	交付年月日	年　月　日	
	種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付	
講習区分	希望する講習	□　社会参加活動を含む講習 □　社会参加活動を含まない講習	
備考			

収入証紙貼付欄	

注１　※印欄は記載しないこと。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７（第36条の11関係）

第　　号

違　反　者　講　習　終　了　証　明　書

住　　所

氏　　名

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第13号に規定する違反者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の２（第36条の11の６関係）

<table>
<tr><td colspan="4">若年運転者講習受講申請書

年　月　日

実施機関名　殿</td></tr>
<tr><td>氏名、生年月日</td><td colspan="2"></td><td>年　月　日生</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">（電話　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">免　許　証</td><td>交付公安委員会</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>交付年月日</td><td colspan="2">年　月　日　交付</td></tr>
<tr><td>種　類</td><td colspan="2">大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特
原付・けん引・大型二・中型二・普通二・大特二・け引二</td></tr>
<tr><td>※講　習　日</td><td>年　月　日
年　月　日</td><td colspan="2" rowspan="3">（収入証紙貼付欄）

（指定講習機関の講習にあっては別納）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※講習場所</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr></tr>
</table>

注１　※印欄は記載しないこと。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の３（第36条の11の６関係）

第　　号

若年運転者講習終了証明書

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第14号に

に規定する講習を終了した者であることを証明する。

年　月　日

実 施 機 関 名　印

注１　実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「実施講習機関名及び管理者」とする。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の４（第36条の11の10関係）

年　　月　　日

自転車運転者講習受講命令書受領書

公安委員会　殿

住所

連絡先

氏名

私は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

・　別途調整します。

・　下記のとおりとします。

場所	
日時	年　　月　　日　　午前／午後　　時　　分　から

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の５（第36条の11の10関係）

自転車運転者講習受講指定書

第　　号
年　月　日

殿

公安委員会　　印

道路交通法第108条の２第１項第15号に規定する自転車運転者講習を、次のとおり実施するので通知します。

記

１　講習年月日

年　　月　　日

２　開始時間

午前
時　　分
午後

３　講習実施場所

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の６（第36条の11の10関係）

自転車運転者講習受講申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

受講者

住　所

氏　名

年　　月　　日生

道路交通法第108条の２第１項第15号に規定する自転車運転者講習を受講します。

収入証紙貼付欄	
備考	※　本人確認書類 □　運転免許証　□　健康保険証　□　個人番号カード □　学生証　□　その他（　　）

注１　※印欄は記載しないこと。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の７（第36条の11の10関係）

第　　号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、　　年　　月　　日道路交通法第108条の２第１項第15号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の７の８（第36条の11の10関係）

年　　月　　日

自転車運転者講習終了証書再交付申請書

公安委員会　殿

住所

氏名

年　　月　　日生

私は、　　年　　月　　日に　　において自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

理　由	□　亡失　　□　滅失　　□　棄損 □　その他（　　）
備　考	

注１　□には該当事項に√印を付すこと。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第10号の８（第36条の17関係）

特定任意講習受講申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　所

氏　名

年　　月　　日生

（連絡先電話番号　　）

運転免許に係る講習等に関する規則第２条に定める基準に適合する講習を、次のとおり受講したく申請します。

受講年月日	年　月　日	開始時間	午前・午後　時　分
受講場所			
運転免許証 番号	第　　号		
運転免許証 有効期限			
講習手数料	円		
収入証紙貼付欄			

※　警察署処理欄

受付欄	講習場所等の指定
	1　講習月日　　年　　月　　日 2　開始時間　　午前・午後　　時　　分 3　講習場所

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

記様式第10号の９（第36条の17関係）

特　定　任　意　講　習　通　知　書

年　　月　　日

殿

公 安 委 員 会　　印

年　　月　　日に申請のありました講習を、次のとおり実施するので通知します。

講　習　年　月　日	開　始　時　間	講　習　会　場　名
年　　月　　日	午前 午後　　時　　分	

注　規格は、Ａ列５番横長とする。

別記様式第10号の10（第36条の24関係）

※　受付年月日		※　講　習　場　所	
※　講習年月日		※　講　習　種　別	

特定任意高齢者講習受講申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

氏名

運転免許に係る講習等に関する規則第１条に定める基準に適合する講習を受講します。

受講者	住　　所	（電話番号　　－　　）	
	氏名・生年月日		年　　月　　日
免許証	交付公安委員会	公　安　委　員　会	
	番　　号	第　　号	
	交付年月日	年　　月　　日	
	種　　類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・小特・原付	
備考			

収入証紙貼付欄	

注１　※印欄は記載しないこと。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第11号から別記様式第17号まで　削除

別記様式第18号（第48条関係）

年　　月　　日

公安委員会殿

住　所

名　称

代表者氏名

講習管理者選任届出書

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第48条の規定により、下記の者を　　講習の管理者として選任したので届け出ます。

記

１　氏　　名

（　　年　　月　　日生）

２　役 職 名

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第19号（第51条関係）

年　　月　　日

公安委員会殿

住　所

名　称

代表者氏名

講習指導員選任承諾申請書

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第51条の規定により、下記の者を　　講習の　　指導員として選任したので承諾願いたく関係書類を添えて申請します。

記

１　氏　　名

（　　年　　月　　日生）

２　役 職 名

３　添付書類

⑴　履歴書

⑵　推薦書

⑶　運転経歴書

⑷　その他

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第20号（第51条関係）

推　　薦　　書

氏名

年齢　　歳

上記の者は、　　が委託を受けて実施する　　講習の指導員として適任であると認められますので推薦します。

年　　月　　日

所在地

名　称

代表者

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第21号（第51条関係）

運　転　経　歴　書			
本　籍			
住　所			
氏　名			
運転免許の種別および取得年月日	免許	昭和 平成	年　月　日
	免許	昭和 平成	年　月　日
	免許	昭和 平成	年　月　日

自動車の種類	運　転　期　間	業　務　の　内　容
	年　月から 年　月まで　年　月間	
	年　月から 年　月まで　年　月間	
	年　月から 年　月まで　年　月間	
	年　月から 年　月まで　年　月間	
	年　月から 年　月まで　年　月間	

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第22号（第51条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

公安委員会　印

講習指導員選任承認通知書

年　　月　　日付け講習指導員選任承諾申請ついては、次のとおり指導員として適格と認め、承認したので通知する。

記

１　氏　名

（　　年　　月　　日生）

２　講習の種別

講　　習

３　講習指導区分

指　導　員

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第23号（第51条関係）

第　　号

講 習 指 導 員 選 任 承 認 書

氏　名

上記の者は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき当公安委員会が委託した者が行う　　講習の　　指導員となることを承認する。

年　　月　　日

公　安　委　員　会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第24号　削除

別記様式第25号（第65条関係）

第　　号

指　定　講　習　機　関　指　定　書

名　称

所在地

道路交通法第108条の４第１項及び指定講習機関に関する規則第１条の規定により、貴　　を指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

年　　月　　日

公安委員会　印

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第26号（第65条関係）

第　　号

年　　月　　日

殿

公安委員会　印

指定講習機関不指定通知書

道路交通法第108条の４第１項及び指定講習機関に関する規則第２条の規定により、貴　　から　　年　　月　　日付の指定講習機関の指定の申請につきましては、下記の理由により道路交通法の指定基準に適合しませんので通知します。

理 由	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第27号（第66条関係）

指定講習機関指定申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住　所

申請者

氏　名

指定講習機関を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	取消処分者講習 初心運転者講習〔準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付〕 若年運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	
添付書類	

備考１　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

２　特定講習の種別の欄は、該当しない次項を傍線で削除すること。

３　添付書類の欄には添付する書類名を記載すること。

４　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第28号（第67条関係）

○○○公安委員会告示第　　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の４第１項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、次のとおり告示する。

年　　月　　日

○○○公安委員会委員長　　○○　○○

１　名称及び住所並びに代表者の氏名

⑴　名　　称　○○指定自動車教習所

⑵　住　　所　○○市○○町○○○○○○

⑶　代表者の氏名　○○　○○

２　特定講習を行う事務所の名称及び所在地

⑴　事務所の名称　○○指定自動車教習所

⑵　事務所の所在地　○○市○○町○○○○○○

３　特定講習の種別　○○免許に係る○○○○○講習

４　指定を行った年月日　　○年○月○日

別記様式第29号（第68条関係）

年　　月　　日

公安委員会　殿

名　称

代表者

電　話

指定講習機関名称等変更届書

届　出　区　分	□　指定講習機関に関する規則第４条第１項の規定による変更の届出 □　指定講習機関に関する規則第４条第３項の規定による変更の届出
変更（予定）年月日	
変　更　事　項	
変　更　内　容	
変　更　理　由	
備　　考	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第30号（第69条関係）

運転適性指導員等審査申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請人
住所
氏名

年　　月　　日生（　　歳）

受けようとする審査の区分	□　運転適性指導員（指定規則第５条） □　運転習熟指導員（四輪）（指定規則第７条） □　運転習熟指導員（二輪）（指定規則第７条）

現に受けている指導員等の資格		現に受けている免許			
資格の種類〔車種別〕	取得年月日	免許証番号			
〔　　〕		交付年月日			年　　月　　日
〔　　〕		有効期限			
〔　　〕		免許年月日	第1種免許	大自二 普自二 小　特 原　付	年　　月　　日
〔　　〕					
〔　　〕					
〔　　〕				その他	年　　月　　日
〔　　〕					
〔　　〕			第二種免許		年　　月　　日
〔　　〕					

備考		免許の種類							
		免許の条件							

備考１　受けようとする審査の区分欄の該当□内にレをもって表示する。
　　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第31号（第69条関係）

第　　号

運転適性指導員審査合格証

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第５条第５号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年　　月　　日

公安委員会　印

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第31号の２（第69条関係）

第　　号

運転習熟指導員審査合格証

住　所

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第７条第５号に規定する公安委員会が行う　　に係る運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証明する。

年　　月　　日

公安委員会　印

注１　本文中の空白部分には、審査の種類別（四輪又は二輪）を記載すること。
　２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第31号の３（第69条関係）

運転適性指導員等合格者名簿					
番号	審査の種別	発行年月日	氏　　名	生年月日	指定講習機関名

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第32号（第69条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

公安委員会　印

運転適性指導員等解任命令通知書

道路交通法第108条の５第３項の規定により、下記の運転適性指導員等の解任を命ずることを決定したので通知します。

記

１　解任を命ずる運転適性指導員等の住所及び氏名

住　所

氏　名

２　解任する理由

３　解任年月日

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第33号　削除

別記様式第34号（第71条関係）

講 習 業 務 規 程 認 可 申 請 書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者 住　所
氏　名

指定講習機関に関する規則第９条第１項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第35号（第71条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

申請者　住　所
　　氏　名

指定講習機関に関する規則第９条第２項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変　更　の　理　由	

備考１　申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第36号（第72条関係）

取消処分者講習結果報告書

年　　月　　日

公安委員会　殿

指定講習機関名
管　　理　　者

下記の者について、道路交通法第108条の２第１項第２号に規定する講習を　年　　月　　日に終了したので報告する。

番号	フリガナ 氏　　名	生年月日	住　　所	指導員氏名
備考				

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第36号の２（第72条関係）

教習所コード				

初心運転者講習結果報告書

年　　月　　日

公安委員会　殿

指定講習機関名

管　　理　　者

下記の者について、道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する初心運転者講習を　　年　　月　　日に終了したので報告する。

1	氏　名		生年月日	（　歳）		免許の種　類	
	住　所					効果測定結果	
	免許証番　号		講　習指導員氏名		管理番号		
2	氏　名		生年月日	（　歳）		免許の種　類	
	住　所					効果測定結果	
	免許証番　号		講　習指導員氏名		管理番号		
3	氏　名		生年月日	（　歳）		免許の種　類	
	住　所					効果測定結果	
	免許証番　号		講　習指導員氏名		管理番号		

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第36号の３（第72条関係）

若年運転者講習結果報告書

年　　月　　日

公安委員会　殿

指定講習機関名
管　　理　　者

下記の者について、道路交通法第108条の２第１項第14号に規定する講習を
年　　月　　日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許の種類	免許証番号	講習指導員名

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第37号（第73条関係）

特　定　講　習　実　施　記　録　簿

番号	受講者の住所	氏名 ---------- 生年月日	性別	特定講習の種別	免許証番号	講習実施日 ---------- 実施指導員名	備考
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	
		----------	男 女	取消 初心 若年		----------	

注１　性別欄は、男性は男、女性は女を○で囲むこと。

２　特定講習の種別欄は、取消処分者講習は取消、初心運転者講習は初心、若年運転者講習は若年を○で囲むこと。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第38号（第74条関係）

第　　号

年　　月　　日

適　合　命　令　書

殿

公安委員会　印

道路交通法第108条の８ 第１項 / 第２項 の規定により下記の措置を採ることを命ずる。

措 置 事 項	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第39号（第75条関係）

休　廃　止　許　可　申　請　書

年　　月　　日

公安委員会　殿

名　称
申請者 住　所
氏　名

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の 一部/全部 の 休止/廃止 の許の許可を申請します。

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日	年　月　日から　年　月　日まで
上記申請の理由	

備考１　申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

２　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第40号（第76条関係）

第　　号

指定講習機関指定取消通知書

年　　月　　日

名　称
所在地　　殿

公安委員会　印

下記の理由により道路交通法第108条の11 第１項 第２項 の規定による指定講習機関としての指定の取消しをしたので通知します。

指定番号	
理　　由	

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第41号（第77条関係）

年　　月　　日

特定講習指導員受講指名通知書

指定講習機関名

殿

公安委員会　　印

指定講習機関に関する規則第17条の規定により、特定講習指導員講習を受講させることを指名します。

特定講習の種別	受講区分	氏　　名	生年月日	直　近　の 受講年月日

注１　特定講習の種別欄には、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習と記載すること。

２　受講区分には、運転習熟指導員又は運転適性指導員と記載すること。

３　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第42号（第77条の２関係）

第　　号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年　　月　　日

指定講習機関名
管　　理　　者　　殿

公安委員会　印

運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保する必要があるため、道路交通法第１０８条の８第２項の規定により、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実習期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
実習場所	

※　詳細は別途連絡

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。

別記様式第43号（第77条の２関係）

第　　号

取消処分者講習に係る実務実習結果通知書

年　　月　　日

指定講習機関名

管　　理　　者　　殿

公安委員会　　印

第　　号により通知した実習生　　に対する

実務実習の結果については、下記のとおりであるから通知する。

項　　目	理　解　度	指　導　力
筆記、口頭に基づく運転適性診断	A　B　C　D　E	A　B　C　D　E
運転適性検査器材使用による指導	A　B　C　D　E	A　B　C　D　E
実車、シミュレーターによる指導	A　B　C　D　E	A　B　C　D　E
（連絡事項）		

※　「理解度」及び「指導力」の欄の「ＡＢＣＤＥ」は、「Ａ」は優秀、「Ｂ」は優良、「Ｃ」は良好、「Ｄ」は普通、「Ｅ」は要指導を示す。

備考　規格は、Ａ列４番縦長とする。